

第3章 計画の実現に向けた体制づくり

第1節 推進体制

図3.1に計画の推進体制を示します。本計画は市・市民・事業者それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携することによって推進します。

市は、関係各課の長もしくは実務担当者と全庁一丸となって計画に取り組むとともに、市民や事業者との連携、国や県、関係機関等との連携を図ることとします。

市民や事業者に対しては、市が推進する環境保全対策への協力や活動等への参加を促すとともに、国や県、関係機関等による広域的視点からの取組に努めることとします。

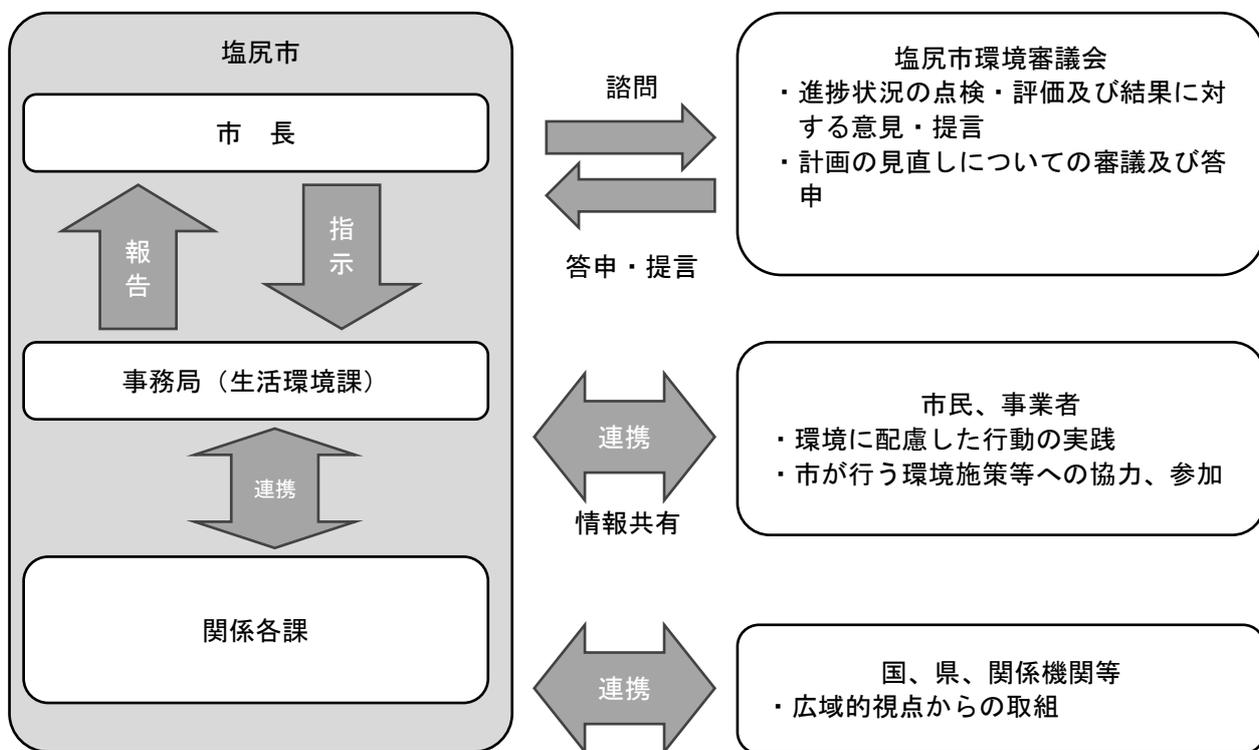


図3.1 計画の推進体制

第2節 進行管理

図3.2にPDCAサイクルを示します。本計画の進行管理は、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行います。

(1) 計画の策定 (Plan)

環境基本計画等の施策において、市民・事業者の参加や、協働を図りながら、関係部局が、「共通理念 環境を守る心を育む」の実現のために優先的に推進するように努めます。

(2) 施策の実施 (Do)

環境基本計画等の施策の進捗状況などは、関係部局を通じて事務局にて集約します。継続的な改善を図るために適宜施策の見直しを図ります。

(3) 評価 (Check)

「施策の実行」の結果を踏まえて、個別施策の評価を行い塩尻市環境審議会に報告します。評価結果は市民、事業者などにも広く情報提供を行います。

(4) 見直し (Act)

概ね10年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

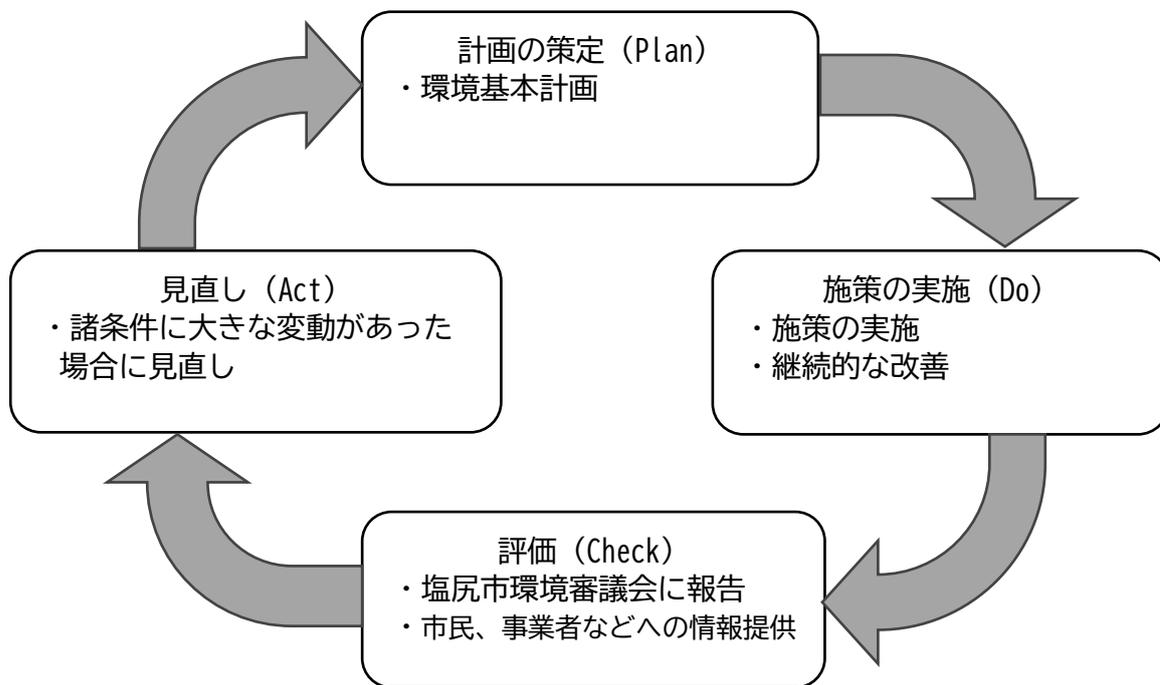


図3.2 PDCAサイクル

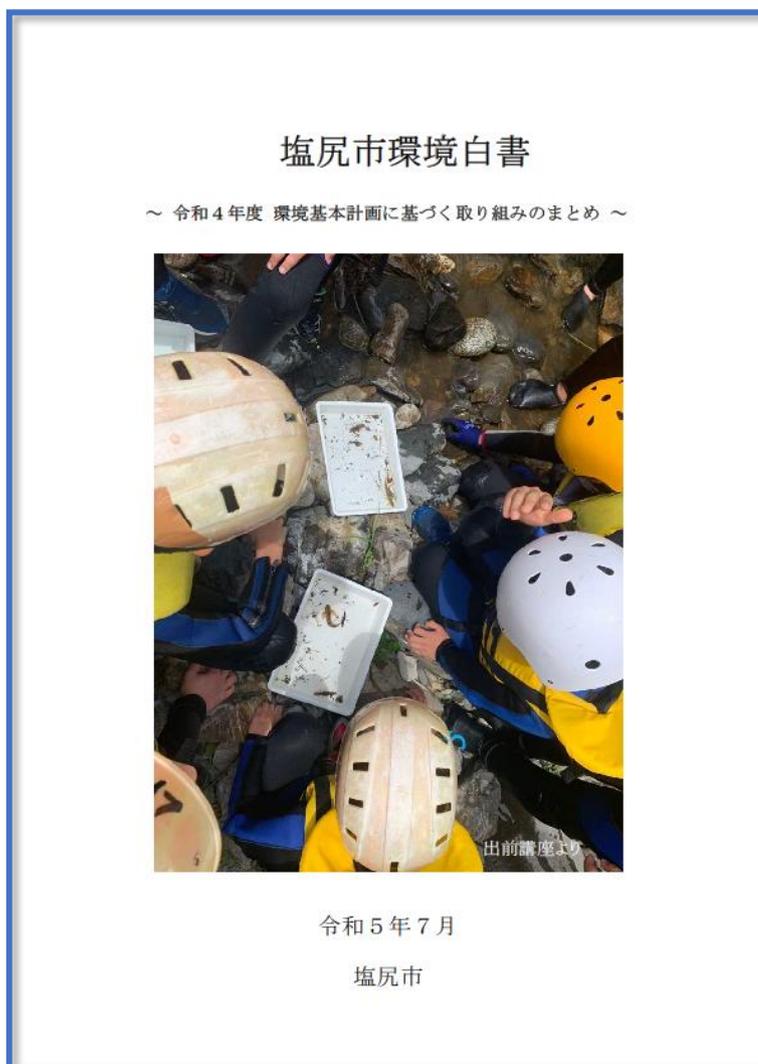
第3節 施策の実施状況の公表と評価

(1) 公表

本計画の実施状況について、年次報告書である「塩尻市環境白書」を作成し、公表します。

(2) 報告と評価

「塩尻市環境白書」を「塩尻市環境審議会」に報告し、評価を受けます。



年次報告書「塩尻市環境白書」